

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	平成31年4月1日
契約者名	社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会
契約名	障害者権利擁護事業委託契約
契約金額 (税込み)	2,894,954円
随意契約理由	<p>各都道府県に対し障害者の社会参加・自立生活の推進を図るため、適当な障害者福祉団体に「都道府県障害者社会参加推進センター」を設置するよう国の指導があり、本県は、社会福祉法人山梨県障害者福祉協会の設立に伴い、平成7年4月から、同協会内に「山梨県障害者社会参加推進センター」を設置し、同協会がセンターを運営している。</p> <p>「社会参加推進センター」は、障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、県が実施する権利擁護、情報支援、文化・スポーツ活動等の社会参加推進事業を受託実施し、地域における自立生活と社会参加の推進を図るよう国の要綱に位置付けられている。</p> <p>この事業は、障害者が安心して日常生活を送ることができるようその権利の擁護に係る相談に応じるとともに、必要な助言を行うことにより障害者の福祉の増進を図るものであるため、国の要綱に基づく「山梨県障害者社会参加推進センター」しか受託先はない。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により山梨県障害者社会参加推進センターを運営する（社福）山梨県障害者福祉協会と随意契約する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号